

○公衆浴場法施行条例（平成15年3月12日条例第14号）

○公衆浴場法施行条例

平成15年3月12日条例第14号

改正

平成17年7月22日条例第52号

平成21年7月7日条例第33号

公衆浴場法施行条例をここに公布する。

公衆浴場法施行条例

公衆浴場法施行条例（昭和45年宮崎県条例第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）第2条第2項及び第3項並びに第3条第2項の規定に基づき、公衆浴場の構造設備の基準及び設置の場所の配置の基準並びに換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準を定めるとともに、その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成17年条例52号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 一般公衆浴場 一般住民の日常生活の保健衛生上必要な入浴のために設置される公衆浴場をいう。
- （2） 特殊公衆浴場 個室付公衆浴場以外の公衆浴場であって、次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 蒸気、熱気、熱風、砂、泥その他湯以外のものを使用して入浴させる公衆浴場
 - イ 個室を設けて入浴させる公衆浴場
 - ウ 利用者が限定される公衆浴場
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、一般公衆浴場と営業形態が異なると認められる公衆浴場
- （3） 個室付公衆浴場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定する営業に係る公衆浴場をいう。
- （4） 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。
- （5） 原湯 浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される湯水をいう。
- （6） 原水 原湯の原料とする湯水をいう。
- （7） 上がり用湯水 洗い場の湯水栓（シャワーの噴出口を含む。以下同じ。）から供給される湯水をいう。
- （8） 循環配管 湯水をろ過器等と浴槽との間で循環させるための配管をいう。
- （9） 循環式浴槽 浴槽水をろ過器を通して循環させ、浴槽水を清浄に保つ構造の浴槽をいう。
- （10） 完全換水 浴槽水を浴槽から完全に排出し、その全部を入れ替えることをいう。

（構造設備の基準）

第3条 法第2条第2項に規定する公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときとは、当該構造設備が別表第1に掲げる基準を満たさない場合とする。

(構造設備の基準の緩和)

第4条 知事は、次条第3項第1号及び第2号に掲げる一般公衆浴場、特殊公衆浴場並びに個室付公衆浴場について衛生上支障がないと認めるときは、前条の規定の適用を緩和することができる。

(配置の基準)

第5条 法第2条第3項の設置の場所の配置の基準は、新たに設置しようとする一般公衆浴場の本屋が、既設の一般公衆浴場(第3項第1号及び第2号に掲げる一般公衆浴場を除く。)の本屋から、水平直線最短距離で、市の区域にあつては300メートル以上、町村の区域にあつては500メートル以上離れていることとする。ただし、土地の状況、人口密度その他特別の事情により知事が配置上適正であると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、次項第3号に規定する老朽し、又は災害により滅失した一般公衆浴場については、その営業者が当該一般公衆浴場の営業を休止している期間、既存の一般公衆浴場とみなす。

3 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する一般公衆浴場については、適用しない。

(1) 温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を使用する一般公衆浴場

(2) 工場、事業場、学校等に、専らそれらの従業員及びその家族、学生等の福利厚生施設として設置する一般公衆浴場

(3) 既設の一般公衆浴場が老朽し、又は災害により滅失したため営業を休止した場合において、その営業者が同一場所に営業を休止した日から6月以内に建設工事に着工する一般公衆浴場

(衛生及び風紀の措置の基準等)

第6条 法第3条第2項の措置の基準は、別表第2のとおりとする。

2 知事は、営業者が別表第2第2号(21)の規定により自主的な公表(新聞その他の広報媒体を通じて行う公表に限る。以下この項において同じ。)を行わなかった場合で、同号(19)又は(20)に規定する水質の検査の結果が知事が別に定める基準を超えたときは、当該施設の名称、当該結果その他必要な事項の公表を行うことができる。

一部改正〔平成17年条例52号〕

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に公衆浴場の用に供する目的で建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定により確認の申請書が提出されている施設に

については、改正後の公衆浴場法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定は、適用しない。

- 3 前項の施設及び施行日前に法第2条第1項の許可を受けて公衆浴場の用に供している施設については、施行日から起算して1年間は、改正後の条例別表第2第2号(10)及び(17)の規定は、適用しない。

附 則（平成17年7月22日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年7月7日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 一般公衆浴場の構造設備の基準

- (1) 浴室、脱衣室及びサウナ室（サウナ設備を含む。以下同じ。）は、男女別（知事が利用形態により男女を区別する構造を必要としないと認めた場合を除く。）であり、浴室及び脱衣室の床面の照度は、150ルクス以上となる構造であること。
- (2) 浴室は、16平方メートル以上の床面積を有し、適当な位置に換気のために有効な窓又はこれに代わる設備が設けられていること。
- (3) 浴室の排水路は、暗きよであること。
- (4) 浴槽は、3平方メートル以上の面積を有し、深さが0.5メートル以上、外縁部の高さが床面から0.15メートル以上であること。
- (5) 浴槽内の適当な位置に踏み段が設けられていること。
- (6) 浴室と脱衣室は、ガラス等不浸透質で相互に見透かすことのできるものを用いた戸によって仕切られる構造であること。
- (7) 男女の浴室、脱衣室及びサウナ室を間仕切壁によって区分する場合にあっては、当該間仕切壁は、床面からの高さが2メートル以上であって、男女の各室から相互に見透かすことができないものであること。
- (8) 脱衣室は、外部から内部を見通すことのできない構造であり、出入口に男女の別を識別するための標識が掲げられていること。
- (9) 脱衣室は、8平方メートル以上の床面積を有し、適当な位置に換気及び湯気抜きのために有効な設備が設けられていること。
- (10) 脱衣室に入浴者の衣類、携帯品等を入れるための戸棚等が設けられていること。
- (11) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を原水、原湯又は上がり用湯水として使用する場合は、当該水の水質を知事が別に定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。
- (12) 原湯を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）を設置する場合にあっては、貯湯槽内の湯水全体の温度を摂氏60度以上に保つ能力を有する加温装置が設けられていること。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水を消毒する設備が設けられていること。

- (13) 原水及び原湯の配管は、ろ過器及び循環配管に接続しない構造であり、原湯を浴槽水面の上方から浴槽に落とし込む構造であること。
- (14) ろ過器を設置する場合にあっては、一時間当たりで浴槽の容量以上の湯水をろ過する能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法で汚濁物質等を排出することができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう集毛器が設けられていること。
- (15) 循環式浴槽を設置する場合にあっては、浴槽の底部に近い部分で、循環してろ過された湯水（以下「循環ろ過水」という。）が補給される構造であるとともに、浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、湯水がろ過器に入る直前に設けられていること。
- (16) 浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽（以下「回収槽」という。）を設置する場合にあっては、回収槽内の湯水を浴用に使用しない構造であること。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は床上に設置され、内部の清掃が容易に行える構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を消毒できる設備が設けられていること。
- (17) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合にあっては、24時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）を使用しないものであるとともに、気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。
- (18) 打たせ湯又は洗い場の湯水栓を設置する場合にあっては、循環ろ過水及び浴槽水を使用しない構造であること。
- (19) 露天風呂を設置する場合にあっては、露天風呂の湯水が配管等を通じて内湯に混じることのない構造であること。
- (20) サウナ室又は放熱の配管等がある浴室を設置する場合にあっては、放熱設備が直接入浴者の身体に接触しない構造であるとともに、サウナ室ごとに温度調節設備及び温度計を備え、適温を保持できる構造であること。
- (21) 便所は、男女別であり、流水式の手洗い装置を備え、常に清浄な水が十分に供給される構造であること。

2 特殊公衆浴場の構造設備の基準

- (1) 前号(1)、(7)及び(10)から(21)までに定める基準が満たされていること。
- (2) 浴室と脱衣室を区分する壁又は戸の適当な位置に相互に内部を見通すことができる窓が設けられていること。
- (3) 脱衣室は、2平方メートル以上の床面積を有し、適当な位置に換気及び湯気抜きのために有効な設備が設けられていること。

3 個室付公衆浴場の構造設備の基準

- (1) 第1号(1)、(7)及び(10)から(21)まで並びに前号(2)に定める基準が満たされていること。
- (2) 浴室及び脱衣室の出入口の戸には、錠が設けられていないこと。

- (3) 個室は、7平方メートル以上の床面積を有し、出入口に幅0.7メートル以上、高さ1.8メートル以上の戸が設けられていること。
- (4) 浴槽は、1平方メートル以上の面積を有し、入浴者1人ごとに完全換水できる構造であること。
- (5) 個室と個室の間仕切壁は、床面からの高さが2メートル以上であって、その上部から天井までに0.1メートル以上の空間が設けられていること。
- (6) 個室には床上1.5メートルの位置に通路から内部を見通すことができる0.5平方メートル以上の窓が設けられていること。

一部改正〔平成21年条例33号〕

別表第2（第6条関係）

1 換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生（次号及び第3号に定めるものを除く。）及び風紀に必要な措置の基準

- (1) 浴室及び脱衣室は、換気を十分に行うこと。
- (2) 浴室及び脱衣室は、床面の照度を150ルクス以上とすること。
- (3) 浴室及び脱衣室は、入浴及び脱衣に支障のない温度を保つこと。
- (4) 浴槽水は、常に入浴に適した温度を保つこと。
- (5) 浴室において洗濯をさせないこと。
- (6) 浴槽内において、頭髪を洗わず、及び石けん、タオル等を使用させないこと。
- (7) 浴室、脱衣室及びこれらに備える用具は、毎日営業開始前に清掃し、又は洗浄し、常に清潔を保つこと。
- (8) 浴室、脱衣室その他入浴者の利用する場所は、毎月1回以上、ねずみ、昆虫等の駆除を行うこと。
- (9) 便所は、毎日清掃し、清潔を保つこと。
- (10) くし、タオル又はかみそりを入浴者に貸し与える場合にあっては、くし及びタオルは未使用のもの又は消毒したものを、かみそりは未使用のものだけを貸し与えること。
- (11) 8歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、利用形態から公衆衛生上及び風紀上支障がないと知事が認めたときは、この限りでない。
- (12) 入浴者の見やすい場所に衛生及び風紀の維持に必要な事項を掲示すること。
- (13) 浴室、脱衣室その他入浴者の利用する場所に、風紀を乱すおそれのある文書、図画、写真、広告物、装飾設備等を掲げ、置き、又は設けないこと。

2 入浴者の衛生のため必要な浴槽水等の措置の基準

- (1) 貯湯槽内の湯水全体の温度を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- (2) 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- (3) ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄等の適切な方法で汚濁物質等を排出すること。
- (4) 循環配管は、1週間に1回以上、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。
- (5) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

- (6) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- (7) 浴槽は、1週間に1回以上、清掃及び消毒を行うこと。
- (8) 洗い場の湯水栓に湯水を送る水温調整槽は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- (9) 回収槽内の湯水は、浴用に使用しないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。
- (10) 気泡発生装置等には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。
- (11) 打たせ湯及び上がり用湯水には、循環ろ過水及び浴槽水を使用しないこと。
- (12) 浴槽から排出された湯水をろ過して循環させる設備を設置している場合は、循環ろ過水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。
- (13) 水道水以外の水を使用した原水、原湯、上がり用湯水及び浴槽水は、知事が別に定める基準に適合するよう水質を管理すること。
- (14) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、原湯又は循環ろ過水を十分に供給することにより浴槽からあふれさせ、かつ、清浄に保つこと。
- (15) 連日使用型循環浴槽水以外の浴槽水は毎日、連日使用型循環浴槽水は1週間に1回以上、完全換水すること。
- (16) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用して浴槽水中の遊離残留塩素濃度（以下「濃度」という。）を頻繁に測定し、濃度を常時1リットル中0.2ミリグラム以上に保つこと。また、濃度が1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該結果を測定の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが適当でない場合であって、併せて適切な衛生措置を行うことを条件として知事が認めたときは、この限りでない。
- (17) 循環式浴槽の浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤は、ろ過器の直前で投入すること。
- (18) 浴槽水の水素イオン濃度を頻繁に測定し、その結果を測定の日から3年間保管すること。
- (19) 原水、原湯及び上がり用湯水並びにろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全換水している浴槽水については1年に1回以上、塩素系薬剤を使用して消毒している連日使用型循環浴槽水については1年に2回以上、塩素系薬剤を使用しないで消毒している連日使用型循環浴槽水については1年に4回以上、水質の検査（(20)に規定する浴槽水の水質の検査を除く。）を行い、その結果を検査の日から3年間保管すること。
- (20) 公衆浴場の営業を新たに開始した場合は営業を開始した日から1月以内に3回以上、循環式浴槽を新たに設置し、又は既存の浴槽を循環式浴槽に改造した場合は当該浴槽の運用を開始した日から1月以内に3回以上、浴槽水の水質の検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管すること。
- (21) (19)及び(20)に規定する水質の検査の結果は、自主的な公表に努めるとともに、毎年

4月30日までに、前年の4月1日に始まる年度内において実施した当該結果を、施設の所在地を管轄する保健所の長に報告すること。

(22) (19)及び(20)に規定する水質の検査の結果、(13)に規定する基準に適合していない場合は、直ちに施設の所在地を管轄する保健所の長に届け出て、その指示を受け、適切な措置を講ずること。

(23) 浴槽水を河川、湖沼及び海域に排出する場合は、環境保全のための必要な処理を行うこと。

3 入浴者の衛生のため必要な施設の管理等に関する措置の基準

(1) 施設の衛生管理を行うための管理要領書及び点検記録表により、従業者による施設の衛生管理を徹底するとともに、点検の結果を点検の日から3年間保管すること。

(2) 浴室、浴槽及びこれらの附帯設備並びに浴槽水その他施設で使用する湯水（以下「浴室等」という。）について、次に掲げる責務を有する浴室等衛生管理責任者を置くこと。

ア 浴室等の衛生管理を行うこと。

イ 保健所の長が指示する衛生講習会を受講すること。

ウ 浴室等の衛生管理について改善すべき事項を発見した場合は、その旨を速やかに営業者に進言すること。

(3) 施設の利用者等にレジオネラ症の患者又はその疑いのある者が発生した場合は、直ちにその旨を施設の所在地を管轄する保健所の長に連絡し、その指示に従うこと。

一部改正〔平成17年条例52号・21年33号〕